

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

教育格差是正・父母負担軽減などを求める請願署名運動

茨城県高等学校教職員組合も加盟している〈民主教育をすすめる茨城県民会議〉は、7月中旬から9月までの予定で「教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願署

名」運動を開始した。請願署名は、小学校・中学校・高等学校の30人以下学級、教育予算増額、夜間定時制高校の存続、私立学校助成拡充などをもとめる茨城県議会議長あての

ものと、それらの他、給付制奨学金制度の創設、東日本大震災復興予算の拡充などをもとめる衆参両院議長あてのものを同時に実施する。

高校統廃合中止・30人以下学級を求める自治体請願

茨城県高等学校教職員組合は、8月中旬に、県内市町村議会に対して「県立高校の統廃合の中止と県立高校30人以下学級実現を求める意見書提出に関する陳情・請願」を提出する。

昨年度までに、水戸市、ひたちなか市、石岡市、つくば市、龍ヶ崎市、筑西市、古河市など34市町村議会に対して「陳情」または「請願」をおこない、うち12市町村議会が「陳情」「請願

」を採択して県議会に意見書を提出している。

市町村議会事務局を訪問したのはたらきかけは、高教組各支部ごとに計画し実施する。

児童生徒の被曝低減策と文科省の汚染隠蔽手法の解明

学校の放射能汚染実態を無視して方針を立てる文科省内原子力部局

橋本昌「たまたま何かがあった」

茨城県高等学校教職員組合は6月中旬に放射線測定器を複数台購入し県内の各学校での独自測定を開始し、7月19日には測定結果をウェブサイト上で順次公表し、あわせて茨城県庁内の記者クラブで発表した。

3日後の7月22日、茨城県知事の定例記者会見において朝日新聞水戸支局は、茨城県高等学校教職員組合の独自測定により、学校内に国が「暫定的考え方」で福島県に示した「3.8 μ Sv/h」すら超える高度の汚染があることが判明したことを指摘

して、県庁としての除染対策について質した。知事の橋本昌は「たまたま何かがあった」に過ぎず、「心配するほどではない」と答えた（7月23日、朝日新聞・県版）。

この発言を、およそ誠意に欠ける橋本の個人的資質にだけ帰することはできない。同様にまぼろし校庭の表土除去のための支出（一校あたり2000万円）を回避しようとする財政上の配慮に基づくものとみなすべきでもない。堆積した土砂を掘り取り一塊のコケを取り去ることで、児童・生徒の放射線外部被曝と吸引による内部被曝をすこしでも低減させ

ることができるのだが、これにはほとんど費用は発生しない。元自治省（現総務省）官僚にして今は茨城県庁幹部である橋本昌が児童・生徒の健康について「心配」しないのは、いかなる汚染の徴候にも国民・県民の注意関心が向くことがないよう配慮し発言することが、現在の彼のほとんど唯一の任務だからなのだ。

ダークホース文部科学省

3月12日の2号炉の水素爆発と14日の3号炉の「水素爆発」（核爆発を併発していたと推測される）という激的な表象をとまなってはじ

茨高教組 夏季学習交流集会のご案内

8月28日(日) 13:30~15:30 ワークヒル土浦（土浦市勤労者総合福祉センター）
報告 “みんなで学ぶことがよろこびとなる授業と学校をつくろう”

日高教提言〈高校教育の再生の道はどこにあるか〉について
日高教副委員長・教文部長 佐古田 博さん

まった今回の原子力緊急事態において、当初批判が集中したのは（東京電力株式会社は別として）原子力安全委員会であった。しかし、実質的には既成事実追認のための名目的機関にすぎないことが早々に露呈して、主役の座を滑り落ちた。

かわって目下のところ主役をつとめているのが文部科学省である。原子力緊急事態発生からほどなく、東京電力による福島第一原子力発電所構内での放射線量測定は、機器の不備や「故障」でしばしば途絶した。激的な爆発映像の一方で、放射性物質の放出状況があいまいにされていたその時、文部科学省のモニタリングカーが福島県内を走り回り、放射線量測定値を報告し始めた。原子力発電所事故と文部科学省という奇妙な取り合わせ。危機のさなかに忽然と現れ、商業原子炉規制行政庁である経済産業省／原子力安全・保安院が事故に手を焼くのを尻目に、放射能の降り注ぐ中を走り回って刻々と情報を送り続ける文部科学省。放射能汚染から児童生徒の安全を守るために、白馬の騎士 white knight が颯爽と現れたのだ！

しかし、白馬の騎士はすぐに馬脚をあらわした。文部科学省は、SPEEDI すなわち「原子力発電所などから大量の放射性物質が放出されたり、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度および被ばく線量など環境への影響を、放出源情報、気象条件および地形データを基に迅速に予測するシステム」（www.bousai.ne.jp/vis/torikumi/030101.html）

を運用する官庁であったが、すべての情報を隠し続けた。事故から2か月もたってから、人の住めない半径20km内について「予測」データを発表したものの、その外側の広域をカバーするWSPEEDIについては隠蔽を続けた。政府とマスコミが繰り返した「ただちに健康に影響はない」という虚偽広報とあわせて、国民の避難、被曝回避行動をあらかじめ封じ込め、深刻な被曝をひきおこす主たる原因となった。

「暫定的考え方」の作成主体

そして、児童生徒の被曝許容量を年間20mSvまで一挙に引き上げた4月19日の「暫定的考え方」である。この文書は、原子力災害対策本部が作成して原子力安全委員会に助言を求め、その承諾を得た上で原子力災害対策本部から文部科学省に通知され、文部科学省から福島県と福島県教育委員会などに通達されたものである（www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/04/1305174.htm）。形式的にはそうだが、実際にこの文書を起案したのはどの機関なのだろうか。「原子力災害対策本部」とは、原子力災害特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）にもとづき臨時に内閣府に設置される国家機関である。狭義には、総理大臣を本部長とし、指名された国務大臣等を本部員として、首相官邸において不定期に開催される会議のことである。広義には本部員である各閣務大臣等が所掌する各行政機関の組織と人員のすべてを含む。すなわち商業用原子力発電所である福島第一原発

の事故対応については経済産業省（原子力安全・保安院はその内部機関）が、「原子力災害対策本部」としての事務を遂行する。食料の放射能汚染問題については、耕地に生えている段階では農林水産省が、収穫された段階では厚生労働省がそれぞれ「原子力災害対策本部」としての事務を遂行する。

学校に関しては文部科学省が「原子力災害対策本部」としての事務を遂行するのだが、少々事情が複雑である。2001（平成13）年の中央省庁再編の際、旧科学技術庁の一部組織は原子力委員会、原子力安全委員会、経済産業省の原子力安全・保安院に受け継がれたが、大部分の組織は文部科学省に「科学技術・学術政策局」「研究振興局」「研究開発局」として組み込まれた。原子力に関する研究一般、とりわけ商業用原子炉以外の「もんじゅ」などの研究用原子炉は文部科学省が管轄することになった。原子力推進部門と旧文部省高等教育局とが同一の省に入ったことで、国立大学（現在は独立行政法人）における原子力研究開発の推進にとっては、まことに都合の良い組織となった。それだけでなく国の原子力政策全般にわたる事項を、文部科学省の原子力関係部局が統括することになったのだ。

福島県等に対して発出された「暫定的考え方」は、文部科学省の「初等中等教育局」「生涯学習政策局」「スポーツ・青少年局」「科学技術・学術政策局」の4局長の連名によるものだが、被曝限度を年間20mSv、学校で毎時3.8 μ Svとした根幹部分

を立案したのは、この旧科学技術庁由来の「科学技術・学術政策局」以外には考えられない。

6月28日、茨城県高等学校教職員組合が全教（全日本教職員組合）の一員として交渉した際、同局政策課の総括係長遠藤正紀は、「暫定的考え方」は文部科学省が起案したのではなく、原子力災害対策本部（本部長菅直人）が作成したのだと述べた。文部科学省は原子力災害対策本部から示された「暫定的考え方」を福島県等に伝達しただけだと言うのだ。見え透いた虚言である。

原子力発電推進省庁＝文科省

4月9日以降、文部科学省から被曝限度引き上げについて打診を受けた原子力安全委員会事務局と同省との間で擦り合わせがおこなわれた。その過程で原子力安全委員会の委員代谷誠治が「20mSv」は高すぎるから「10mSv」にすべきだと記者会見したところ、文科大臣の高木義明が公然と圧力を加えてつぶす一幕があった。助言を頂く立場の文科大臣が、原子力安全委員を恫喝する異様なできごとであった（本紙第1032号）。原子力安全委員会がたんに形式的な追認を与えるだけの機関にすぎないことが露呈し、前述のとおり主役が交代することになった。

旧科学技術庁の原子力部門に由来し原子力発電推進勢力の一翼になう「科学技術・学術政策局」が、幼児・児童・生徒の安全を確保するための国家方針を樹立すべき旧文部省の「初等中等教育局」と「スポーツ・青少年局」を従えて、放射能汚染を過小評価し児童・生徒を放置する国家方針を樹立したのである。文部科学省のウェブサイトの記者発表資料のページでは、各項目がどの分野に関するものかが一目でわかるようにラベルがついているのだが、「暫定的考え方」には「教育」ではなく、「科学技術・学術」のラベルがついている（www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/1304494.htm）。

「暫定的考え方」は現行法体系に矛盾し、違法かつ無効であるが、さらに重大なのは文科省が福島県以外の県に対してもこれに従うよう求めていることである。正式な文書による通達はなかったようであるが（調査中）、文部科学省は、他県に「参考のために示した」（前記6月28日交渉時、遠藤正紀）と言っている。通達が内容上も形式上も法的には無効であることをよく知っているがゆえの、姑息な言い逃れである。

茨城県教育庁は、文部科学省から「暫定的考え方」は茨城県の学校にも「準用」されるとの説明があったと言っている（7月25日、茨城県高等学校教職員組合との交渉の際、保健体育課総括課長補佐今川敬秀）。「準用」については法令の条文でそのつど明文で規定されるのであって、法や通達を勝手に「準用」することは許されない。いずれにせよ文部科学省が「参考」にせよ「準用せよ」というようなことを言ったことは間違いないだろう。

「1mSvをめざす」のまやかし

7月25日の交渉の際、保健体育課の今川敬秀は、自分たちには「専門的知識がない」ので、茨城県庁原子力安全対策課や文部科学省の方針に従うのだと述べた。茨城県教育庁において放射線汚染問題の担当部署とされる保健体育課の総括課長補佐が、「専門的知識がない」などと言っ一向に恥じないのは大変困ったことだが、茨城県教育庁が頼みとする文部科学省の「専門的知識」とはどの程度のものであろうか？

「暫定的考え方」における「20mSv/year, 3.8μSv/hour」に関して、内閣官房参与小佐古敏荘の辞任など行政機構内部からも反発が生じ、とりわけ世論が沸騰すると、文部科学省は次々に姑息な手をくりだした。まず、5月27日に「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発表した（www.

mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm）。内容は次の3点である。

- (1) 福島県内の全学校に積算線量計を配布する。
- (2) 「今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す。」
- (3) 校庭の線量が1μSv/h以上の学校での校庭の土壌の線量低減策に財政的支援をする。

各学校に1台配布される(1)の積算線量計とは、富士電機の「Dose-iy」である。スイッチを切り替えれば通常の放射線量測定器のように、今現在の放射線量を計測することもできるが、最低表示値は1μSv/hである。一般的なシンチレーション式サーベイメータやガイガーカウンターは、小数点以下2位の0.01μSv/hまで表示する。「1μSv/h」は、(3)の値であり、とんでもない高い数値である。これでは通常の放射線測定器としては使用できない。茨城県高等学校教職員組合が実施しているような校内のホットスポット探しにも向いていない。

カタログによると、「本製品は、放射線業務従事者や一時立ち入り者の外部線量当量を測定する警報機付の電子式個人被ばく線量計です」（www.fujielectric.co.jp/products/radiation/servy/catalog/servy.pdf、10頁）。たとえば原子力発電所などの「放射線管理区域」で働く労働者の日々の被曝量を測定し、法定の年間被曝限度の5.2mSvを超過しないよう管理するための機器である。あわせて被曝量の上限值をあらかじめ設定して作業に入り、警報音が鳴ったら作業を止めて退出するのに用いる。文部科学省は福島県の児童・生徒が原子力発電所以上の汚染地域で生活していることを前提としたうえでこの措置をとったのである。（ただし児童・生徒は退出できない。）

(2)をもって文部科学省が「20mSv/年」を撤回して、「1mSv/

年」とする法定の基準にもどしたと考えるのは早とちりである。

1年間（＝8760時間）あたり1mSv（＝1000μSv）以下にするには、1000μSv割る8760時間、すなわち1時間あたり0.11μSvでなければならない（ここでは簡略化するため自然放射線については度外視する。かりに算入してもせいぜい0.16から0.18mSv/h程度だろう）。1時間あたり1μSvでは年間8760μSvすなわち8.76mSvになってしまう。文部科学省の計算で、どうして年間1mSvになるのか？ この文書には書いてないが、年間登校日数を200日とし、校舎外で4時間、放射線量十分の一のコンクリート造の校舎内で5時間過ごすとして、次のようになるという。

$$1 \mu\text{Sv/h} \times 4 \text{時間} \times 200 \text{日} + 0.1 \mu\text{Sv/h} \times 5 \text{時間} \times 200 \text{日} = 800 \mu\text{Sv} + 100 \mu\text{Sv/h} = 0.9\text{mSv}$$

地表面の放射性物質が発するガンマ線などによる外部被曝の他、ホコリとして巻き上げられた放射性物質を吸引することによる内部被曝、食品・飲料水による内部被曝などをすべて算入して1mSv以下におさえるのが現行法の趣旨である。文部科学省の計算は、生活の全部ではなく「学校において」の1mSvにすり換えたうえ、登校日を実態より1割以上少ない200日に圧縮し、年間8760時間のうち、1800時間（9時間×200日）についてだけ計算するのだ。あたかも児童・生徒は飲まず食わず呼吸もせずに過ごしているかのごとくである。文部科学省の計算は非現実的仮定に基づくごまかしである。

「今年度」としたこともからくりがある。福島第一原発からの大気中への放射性物質の放出・拡散は大部分が3月中に起きた。その時点での被曝は「今年度」の1mSvには算入しないのである。

鉄筋でも十分の一にはならない

さらにおかしいは鉄筋コンクリー

トでは線量が十分の一になるという前提条件である。茨城県内には校庭（高さ1m）で1μSv/h以上になる事例がないので（kipuka.blog70.fc2.com/blog-entry-414.html参照）、郡山市にある福島県立安積黎明高校の例を参照する。同校では、4月15日時点で校庭が2.10μSv/hであり、その一方で鉄筋コンクリート造の校舎内は、0.14から0.32μSv/hの範囲で平均的には0.21μSv/hと、校庭の十分の一程度であった（www.asakareimei-h.fks.ed.jp/housysen.pdf）。放射性ヨウ素の半減期8.02日の5倍以上の期間を経過した5月29日には、校庭で1.20μSv/hに低下しているが、鉄筋コンクリート造の校舎内は0.15から0.22μSv/h、概ね0.22μSv/h程度でほとんど変化せず、校庭の五分の一程度だった（www.asakareimei-h.fks.ed.jp/6_1.pdf）。2μSv/h以上の一層高い数値なら鉄筋造の室内が十分の一以下になるようだが、通達の(3)の1μSv/h程度以下では建物内外での被曝量の差は狭まるようだ。

県内での茨城県教育庁測定による最高値は霞ヶ浦聾学校の校庭で0.50μSv/hだったが、同校の校長室は0.13μSv/hだった。やはり十分の一にはならないのである。

茨城県教育庁が全面的に依拠する文部科学省科学技術・学術政策局がどうしてこんな過ちをおかしたのか？ 理由は単純である。前述の6月28日の交渉の際、「あなたたちは、実際に汚染地域の学校の測定をしたことがないから、非現実的な方針を出すのではないか」と指摘したところ、係長遠藤正紀は「大学に在学していたころ、サーベイメータで大学構内をあちこち測定したことがあ」と胸を張って答えた。しかし、福島第一原発事故以前の日本に比較して、原子力緊急事態以後の福島・宮城・栃木・茨城・千葉などの汚染は、数十倍から数千倍に達するだろう。事故以前と以後を同一次元でしか捉えられない現実無視の姿勢が、みず

からは0.08μSv/hの文部科学省の建造物の中にあつて、福島の子もたちには50倍近い3.8μSv/hの放射線被曝を許容する国家方針を作り出す原因になっているのだ。

文部科学省は、6月20日づけで、宮城・栃木・茨城の3県教育庁に対し、上述の5月27日づけ「1mSvをめざす」方針について説明する「事務連絡文書」を送付した（www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1307810.htm）。

内容は、福島以外であっても校庭で「1mSv」以上であれば積算線量計を配布し土壌入替工事費の補助をおこなうというものだが、別添文書として校庭の測定方法が指定されている。それによると、「校庭・園庭についてはサイコロの5の目の形状で5点を測定する」としている。茨城県教育庁が6月7日—10日に測定した際、保健体育課学校保健係長鈴木拓夫は「サイコロの5の目のように計測する」と言っていた。以前から文部科学省の指示があったのだろう。問題はその次の記述である。

校庭・園庭の計測時にはくぼみ、建造物の近く、樹木の下や近く、建造物からの雨だれの跡・側溝・水たまり、草地・花壇の上、石堀近くの地点での測定は避ける。

文部科学省は、雨だれの跡や樹木、側溝に近づくなというのだが、それは放射線被曝をさけるために園児・児童・生徒に対して言っているのではない。放射性物質が溜まっている実態を隠蔽するために、地方教育行政当局の職員に対して、測定する時にそのような場所には近づくなと言っているのである。

茨城県知事同様、文部科学省もまた、国民の放射線被曝の低減のために行動するという組織目標は一切持ちあわせていない。放射能汚染を小さく見せ、できればまったくなかったことにすることが、国家行政組織と地方行政組織の目下の最重要課題となっているのだ。■